議案第５２号

松阪市職員の旅費に関する条例の一部改正について

松阪市職員の旅費に関する条例（令和7年松阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日　提出

松阪市長　　竹　上　　真　人

松阪市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の旅費に関する条例（令和7年松阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

２　職員が公務の必要上、特に命ぜられて市長、副市長及び教育長並びに市議会議員（以下「市長等」という。）に随行して旅行し、同宿しなければならない場合は、市長等が受ける宿泊費に相当する額を支給するものとする。この場合において、市長等と同一の等級の鉄道により移動する必要がある場合にあっては、市長等が受ける鉄道賃に相当する額を支給するものとする。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。